

私は、大阪維新の会 大阪市会議員団を代表致しまして、議員提出議案第22号 学校活性化条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論させていただきます。

そもそも、本臨時会は大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例の審議のために緊急に開催されたものであり、ただいま問題となっております学校活性化条例の一部を改正する条例案を審議するために開かれたものではありません。本条例は8月7日の本会議で緊急事件として上程されましたが、本日の委員会においても提出者からその緊急性を示す客観的事実は示されず、本臨時会に特例中の特例として緊急上程されたこと自体が既に地方自治法に違反する行為である可能性を指摘させていただきます。本条例案は5月27日の本会議で一度は可決されたものの、その内容の重要性から再議に付され同月30日の本会議の議決によって否決されたものでありますが、その後、平成25年度採用の外部人材校長について新たに2件の不祥事が認定されたことを受けて、今回再び同じ内容の条例案が緊急上程されました。

しかし、今回校長が辞任、または免職された2校については、既に新たな校長とPTA等による学校運営についての協議が行われるなど、現場は既に円滑な学校運営に向けて前向きに動き出しており、学校現場に対する緊急的な条例改正措置の必要性は現在のところ発生していません。

また、公募校長制度の運用にあたって、本臨時会で条例を改正し、今年度の校長公募を緊急中止した場合と、9月議会で条例改正し9月の下旬に校長公募を中止した場合でどのような違いがでるかという質問に対して、局からは直接的な経費支出も無く、8月中止と9月中止の違いによる影響は極めて小さいという回答があったことなど、どの点をとってみても今回の条例改正案の緊急上程については論理的妥当性を欠くと言わざるを得ません。

また今回新たに条例案提出の理由として上げられている、2名の校長の不祥事についてですが、当該2名の校長については5月議会の時点で既に問題点が指摘されており、今回の条例案提出の趣旨説明を聞いていても、既に議論された内容の繰り返しで、5月の議決を見直す必要が生じるような、新たな制度上の課題については示されていないところであります。

平成25年度の外部人材の採用プロセスについては何度も申し上げますが、既に議会の努力によって改善されており、

平成26年度採用の外部人材については論文課題を具体的な学校運営に関する3問に増やしたことや3次選考の面接時間を2倍にしたこと、人物本位の選考とすることなどが新たに盛り込まれております。

さらに平成27年度の選考については公募制度のあり方検討会の検討結果も踏まえ、新たに選考段階のなかで集団討論を盛り込むことや、子供と関わった経験を問う事などの方向性が既に決められていることが本日の委員会で確認されており、これは教育子ども委員会の委員と市長、教育委員会が制度改善に向けて前向きな議論を重ねて来た成果ではないのでしょうか。

先ほどの委員会で、今回の2校長の事態を重く受け止めよという旨の発言がありましたが、今回の件に限らず、平成25年度採用の外部人材の採用によって起こっている問題については昨年度より一年以上にわたって維新の会のみならずすべての会派が事態を非常に重く受け止め、改善策を真剣に模索してまいりました。制度の改善はその何よりの証左だと思います。

本日の委員会でも、「現在の制度を立ち止まって考え」と再三に渡って指摘されておりましたが、おっしゃる問題を引き起こしている現在の制度とは、正確には平成25年現在の制度であり、現行制度ではありません。

平成25年度から改善された平成26年度の校長公募制度についてはまったく検証がなされていないことを指摘させていただきます。

制度自体を一旦立ち止まって考え直すべきとしきりに仰いますが、これまで教育子ども委員会の委員各位が一年以上にわたって議論に時間を費やし、制度改善を図ってきた制度を検証するために、本条例の改変こそ一旦立ち止まって考え直すべきではないでしょうか。

先ほどの委員会でしきりに教員の中で培われる能力、スキルや信頼関係が連綿と続いてきたというお話がありました。

職人集団の徒弟制度の様なものと表現されておりました。

しかし、それがあつたためにこれまで大きな問題が起こって来なかったという認識は完全なる認識違いと言わざるを得ません。

職人集団の職人常識を見直す必要があつたこともご理解いただきたいと思います。

おおきな問題が起こらなかつたのは職員室の中だけの話であり、大阪市における全国でもとりわけ深刻な低学力の問題、低体力の問題、体罰の問題についても、連綿と受け継がれ

てきた内部の悪しき慣習の例であるということに目をつぶってはいけないと思います。  
公募制は公教育に馴染まないのご指摘でしたが、  
徒弟制度と言われるような組織の在り方こそ、現代の公教育に馴染まないと強く指摘させていただきます。

これまでの校長先生に素晴らしい方がたくさんいらっしゃることは私達維新の会としても大いに認めるところであります。

しかし、そういった内部からの叩き上げの教頭先生が  
公募制によって校長先生になる道を閉ざされているという議論は論理性を欠いています。  
優秀な方はこれまでの方法であろうと、公募制度であろうと、率先して校長先生の職について頂きたい。

そして私たちの主張は、その採用の手法として、より広く対象者を広げた公募制を原則とし、意欲と能力のある人材を客観的かつ公平な手続きを経て校長に任用していくべきということなのです。

今後、校長公募制度、ひいては学校現場の風土改革にはまだまだ乗り越えなければならない課題が山のようにあります。どうして公募校長にサポート体制が必要なのか、実際に学校の中で独り孤立しながら古い常識や悪しき慣例と格闘している民間人校長に直接お話を聞いて頂ければ容易にご理解頂けると思います。教育現場の常識の全てが悪いとは申しませんが、真面目に頑張る先生が報われるような大阪市の学校現場を作っていくために、議会がこのような議論の擦れ違いに終始すること無く、将来の大阪の公教育全体の姿を見据え、実直な議論をする場となるよう、議員各位の適切な判断を期待します。